

兵庫県公報

平成21年3月31日 火曜日 第13号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

教育委員会規則	ページ
○ 教育委員会事務局等職員の勤務時間に関する規則	1
教育委員会訓令	
○ 公印規程の一部を改正する訓令	2
教育長訓令	
○ 兵庫県教育委員会教育事務所処務規程の一部を改正する訓令	2

公布された法令のあらまし

●教育委員会事務局等職員の勤務時間に関する規則（教育委員会規則第12号）

教育委員会の事務局及び教育機関に常時勤務する一般職に属する職員（以下「職員」という。）の勤務時間に関して次のとおり定めることとした。

1 趣旨

この規則は、職員の勤務時間に関して定めるものとする。

2 勤務時間

- (1) 職員の勤務時間は、午前8時45分から午後5時30分まで又は午前9時から午後5時45分までとする。
- (2) 午後0時から午後1時までは、休憩時間とする。

3 勤務時間に関する特例

公務その他特別の理由があるときは、2にかかわらず、兵庫県教育委員会の承認を受けて所属長が勤務時間に関して別に定めることができることとする。

教育委員会規則

教育委員会事務局等職員の勤務時間に関する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

兵庫県教育委員会

委員長 上 羽 慶 市

兵庫県教育委員会規則第12号

教育委員会事務局等職員の勤務時間に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育委員会の事務局及び教育機関に常時勤務する一般職に属する職員（以下「職員」という。）の勤務時間に関して定めるものとする。

(勤務時間)

第2条 職員の勤務時間は、午前8時45分から午後5時30分まで又は午前9時から午後5時45分までとする。

2 午後0時から午後1時までは、休憩時間とする。

(勤務時間に関する特例)

第3条 公務その他特別の理由があるときは、前条の規定にかかわらず、兵庫県教育委員会の承認を受けて所属長が勤務時間に関して別に定めることができる。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令

兵庫県教育委員会訓令第1号

本 庁
教 育 事 務 所
県 立 学 校
教 育 機 関

公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年 3月31日

兵庫県教育委員会
委員長 上 羽 慶 市

公印規程の一部を改正する訓令

公印規程（昭和43年兵庫県教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「公印影印刷承認申請書」を「公印影印刷届」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 公印の印影を印刷した文書については、公印影印刷物受払簿（様式第3号）によりその使用状況を明らかにしなければならない。

第10条中「様式第6号」を「様式第5号」に改める。

様式第2号中「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に、「兵庫県教育長 殿」を「兵庫県教育長 様」に改める。

「課長補佐
様式第3号中 庶務担当 を 「公印取扱
課長 」 主任等 」 に改める。

様式第4号中「兵庫県教育長 殿」を「兵庫県教育長 様」に、「公印影印刷承認申請書」を「公 印 影 印 刷 届」に、「承認願います」を「届け出ます」に改める。

様式第5号を削る。

様式第6号中「兵庫県教育長 殿」を「兵庫県教育長 様」に改め、同様式を様式第5号とする。

附 則

この訓令は、平成21年 4月 1日から施行する。

教 育 長 訓 令

兵庫県教育長訓令第5号

本 庁
教 育 事 務 所

兵庫県教育委員会教育事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年 3月31日

兵庫県教育長 吉 本 知 之

兵庫県教育委員会教育事務所処務規程の一部を改正する訓令

兵庫県教育委員会教育事務所処務規程（昭和43年教育長訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「、主幹又は課長」を削り、同条第4号中「主幹」を「教育振興室長、副所長、主幹」に改め、同条第5号中「所長」の右に「、教育振興室長、副所長」を加える。

第3条第1項中「(兵庫県教育委員会神戸教育事務所を除く。)」を削り、同項第1号中「所属職員」を「職員」に改め、同項第16号ウ及びエを削り、同項中第22号を削り、第23号を第22号とし、同条第2項を削る。

第3条の次に次の1条を加える。

(所長の権限に属する事務の専決)

第3条の2 所長は、その権限に属する事務のうち、前条第1号から第6号まで、第9号、第11号、第19号、第21号及び第22号に掲げる事務を教育振興室長に専決させることができる。この場合において、前条第3号の規程中「所長」とあるのは「教育振興室長」とする。

第5条中「所長」の右に「又は教育振興室長」を、「教育長」の右に「又は所長」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

(教育振興室長が不在の場合の措置)

第7条の2 教育振興室長が不在の場合において、教育振興室長が決裁すべき事項で急施を要するものについては、適宜所長の決裁を受けるものとする。

第8条中「所長」の右に「又は教育振興室長」を、「ただし」の右に「、教育振興室長、副所長」を加える。

第11条第1項及び第2項中「所長」の右に「又は教育振興室長」を加える。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。